

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名 国立市役所

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.96%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	96.42%
全職員	59.87%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別および勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長相当職	97.93%
課長相当職	96.80%
課長補佐相当職	101.89%
係長相当職	102.78%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.88%
31～35年	93.53%
26～30年	85.86%
21～25年	106.51%
16～20年	77.56%
11～15年	78.65%
6～10年	97.15%
1～5年	87.98%

【説明欄】

- 「1. 全職員に係る情報」における職員数の考え方については、各月の給与支払月において給与を支給した職員数の平均を用いています。
- 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち特定の時期に一時的に任用される臨時的な会計年度任用職員については全体の算出値に与える影響の大きさ等を考慮し、計算対象から除外しています。
- 「2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別および勤続年数別の情報」における職員数・給与額の考え方については、年度内での変動が少ないことから、4月時点においての値を基礎として算定しています。